

## 鳥取県告示第 360 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 4 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
境港市	平成 19 年 5 月 14 日（月）	午後 1 時から 午後 3 時まで	境港市上道町 3000 境港市役所
〃	平成 19 年 5 月 15 日（火）	午前 10 時から 午後 3 時まで	〃
〃	平成 19 年 5 月 18 日（金）	午後 1 時から 午後 3 時まで	境港市財ノ木町 668 境港市中浜公民館
〃	平成 19 年 5 月 28 日（月）	〃	米子市夜見町 3001-6 鳥取県計量センター米子検査場
〃	平成 19 年 6 月 1 日（金）から同月 29 日（金） までの日（日曜日及び土曜日を除く。）	午前 9 時から 午後 4 時まで	鳥取市東町一丁目 220 鳥取県生活環境部くらしの安心推進課